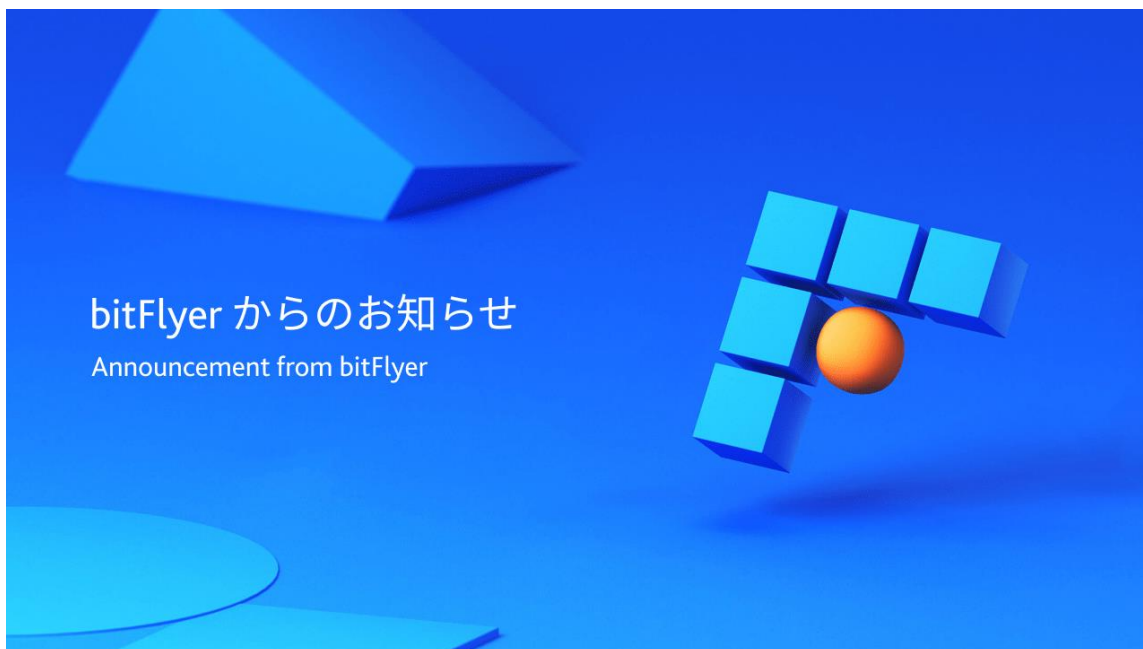


各位

株式会社 HashPalette の主要株主異動の通知に対する当社対応並びに
PLT 及び ELF の取扱いを継続できなくなるリスク

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は本日、株式会社 HashPalette（以下「HashPalette」）より、HashPalette の主要株主が株式会社 HashPort から Matonee Inc.（以下「Aptos Labs」）に異動する予定との通知を受領しました。当社は HashPalette が発行するパレットトークン（以下「PLT」）及びエルフトークン（以下「ELF」）を取扱っておりますが、PLT 及び ELF のブロックチェーンが移行され、当社での取扱いを継続できなくなるリスクがあることをお知らせします。



当社は HashPalette に対して、今回の主要株主の異動によって PLT 及び ELF の取扱いに影響が出ないように対応を求めています。現時点で明確な対応策が示されておりません。HashPalette の対応によっては今後、当社で PLT 及び ELF の取扱いを継続できないリスクもあり、当社は HashPalette に対して以下の対応を求めています。

■ 当社が HashPalette に求めている対応

● お客様の利益及び保護を最優先にした対応をとること

当社の口座で PLT 及び ELF を保有しているお客様の資産保護及び取引機会の提供を最優先に対応し、いかなる損失や不当な取引機会の喪失が発生しないよう、誠実かつ迅速に対応すること。

- **対応方針を速やかに説明すること**

お客様に安心して継続的に取引いただけるよう、主要株主異動後の PLT 及び ELF の取扱い方針について、速やかにかつ詳細な説明を行い、お客様の不安を解消するための十分な情報提供を行うこと。

- **チェーン移行等する場合は当社が対応を完了するまで HashPalette が必要な措置を講じること**

PLT のブロックチェーンであるパレットチェーン及びイーサリアムのブロックチェーン、ELF のブロックチェーンであるパレットチェーンが Aptos Labs が提供する Aptos チェーンに移行等する場合は、当社がチェーン移行等への対応を完了するまで PLT 及び ELF の取扱いを当社が継続及び移行できるよう HashPalette が措置を講じること。

当社は HashPalette より本件の通知を受領後、当社で取扱う PLT 及び ELF のリスク評価を行った結果、利用者保護が図られないおそれが認められると判断したため、自主規制団体である一般社団法人日本暗号資産取引業協会が定める「暗号資産の取扱いに関する規則」[※]第 7 条 3 項に基づき、PLT 及び ELF の取扱いを継続できなくなるリスクについて公表いたします。

※暗号資産の取扱いに関する規則：

https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/B03_jvcea202402.pdf

当社は今後も金融庁及び日本暗号資産取引業協会と連携し、お客様の資産保護及び取引機会の提供を最優先に対応してまいります。

株式会社 bitFlyer について

「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、ビットコイン取引量 8 年連続 No.1* を達成しました。

暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

公式 HP：<https://bitflyer.com>

* 国内暗号資産交換業者における 2016 年～2023 年の差金決済及び先物取引を含んだ年間出来高。
(日本暗号資産取引業協会が公表する統計情報及び国内暗号資産交換業者各社が公表する取引データに基づき当社にて集計。日本暗号資産取引業協会の統計情報については 2018 年以降分を参照)

【注意事項（よくお読みください）】

- ・暗号資産は法定通貨ではありません。
- ・暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- ・暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください。
- ・販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- ・暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- ・契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>